

「民法等の一部を改正する法律案」等の成立を受けて

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」が第204回通常国会において成立しました。

これらの法律改正・創設の趣旨は、所有者不明土地が増加し続けている状況から、所有者不明土地の発生を予防・解消するため、相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定を改正し、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等を行うものです。

司法書士は従来から相続登記を含む不動産登記に携わってきました。また、その関連として所有者不明土地、空き家問題等にも取り組んでまいりました。今般の改正は、いわゆる相続登記の義務化を中心とするもので、これらの所有者不明土地の拡大防止ないし縮小を目指しているものです。

また、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」は一定の要件を満たす土地の国への返納を認めるものです。

当会はこれまでも様々な相続登記に関する相談会を実施し、「相続登記手続相談センター」を立ち上げ相続登記推進に努めてまいりました。今般の法律改正・創設は国民の権利財産を守るための重要な施策であり、司法書士が国民の権利擁護の担い手あるいは相続登記の専門家として大いに国民の皆様に活用いただくべく、今回の法律改正に対応していく所存です。

2021（令和3）年4月22日
大阪司法書士会 会長 香山 恭慶